

QRコード乗車券取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、伊予鉄道株式会社（以下「当社」という。）が、入出場情報をサーバ上に電子式証票として管理するための識別番号が記録された媒体を乗車券（以下、「QRコード乗車券」という。）として当社線を利用する旅客の運送等について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便性向上と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

2 第1項に定める識別番号は、2次元バーコードの識別番号とする。

(適用範囲)

第2条 QRコード乗車券による旅客の運送等に関する契約については、この規則が適用され、契約の内容となる。

2 この規則が改訂された場合、以後のQRコード乗車券による旅客の運送等については、改訂された規則の定めるところによる。

3 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによる。
別に定めるものは次のとおり。

・旅客営業規則

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に定めるものによる。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線及び軌道線をいう。
- (2) 「QRコード」とは、当社の提供する普通乗車券及び特殊乗車券に付帯し、同条第6号で定める認証機で改札することのできる2次元コードのことをいう。
- (3) 「情報端末」とは、インターネットに対応し、当社の販売するQRコード乗車券を購入することのできるスマートフォン等のことをいう。
- (4) 「都度利用」とは、QRコード乗車券を使用して鉄道線(城北線を除く)の普通運賃を収受する乗車をいう。
- (5) 「特殊乗車券」とは、第7号に定める販売アプリケーションにおいて当社が特別の運送条件、施設利用等を定めて発売するQRコード乗車券の情報をいう。
- (6) 「認証機」とは、QRコード乗車券に対応した自動改札機のことをいう。
- (7) 「販売アプリケーション」とは、ジョルダン株式会社の提供する当社の特殊乗車券を発行するアプリケーション「乗換案内」をいう。

- (8) 「旅客営業規則」とは、当社が別に定める旅客との運送契約に適用する条件を定めた運送約款をいう。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 都度利用における旅客の輸送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃・料金を支払い、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

- 2 特殊乗車券における旅客の運送等の契約は、旅客が販売アプリケーションにおいて会員登録後に購入の申し込みを行い、当社が承諾し特殊乗車券の情報等を旅客へ返信をした時に成立する。なお、通信不具合等、当社の責に帰さない理由により契約成立の返信がされなかった場合でも、当社による返信はされたものとみなし、旅客は販売アプリケーションにおいて当該特殊乗車券の購入を確認するものとする。
- 3 前項の規定によって契約が成立した場合、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時のこの規則の定めによるものとする。

(旅客の同意)

第5条 旅客は、この規則及びこれにより定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(制限事項等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、QRコード乗車における乗車券を使用することができない。

- (1) 特殊乗車券の使用において、1回の乗車につき、2以上の情報端末を同時に使用すること。
- (2) 旅客のQRコード乗車券において、有効期限が終了したとき。
- (3) 発行会社から使用制限または使用停止の措置を受けたとき。
- (4) QRコード乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入場するとき。
- (5) QRコード乗車券とほかの乗車券を併用すること。
- (6) 認証機の故障、停電または、システム障害等により、取扱いができないとき。
- (7) 情報端末の故障又は電池切れ、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態が不安定等の事由により使用できる状態にないとき。
- (8) 使用資格のない旅客が割引乗車券を使用すること。
- (9) 偽造、変造又は不正に作成されたQRコード乗車券を使用すること。

(免責事項)

第7条 情報端末において、発行会社に起因する旅客の損害または発行会社のサービス機能に関する旅客の損害等について、当社は一切の責任を負わないものとする。

2 この規則に定めのない、情報端末を使用したサービスに関して生じた旅客の損害等について、当社は一切の責任を負わないものとする。

3 旅客がモバイル端末等の情報端末を使用するために、利用している電気通信サービス提供事業者のシステム障害及び回線障害等に起因して生じた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとする。

4 旅客は、モバイル端末等を情報端末として使用する場合、その通信費等を自らの責任において負担するものとする。

第2章 利用

(取扱区間)

第8条 乗車できる区間は、次の各号に定めるとおりとする。

1 都度利用…当社線の鉄道線(城北線を除く)とする。

2 特殊乗車券…別に定め、当社ホームページ及び販売アプリケーションに掲示するものとする。

(運賃)

第9条 都度利用で乗車した場合の運賃は、当社の別に定める普通旅客運賃を適用するものとする。

2 特殊乗車券の運賃は、当社のホームページ及び販売アプリケーションの掲示によるものとする。

(使用方法)

第10条 旅客はQRコード乗車券を用いて鉄道線(城北線を除く)に乗車するとき、認証機による改札を受けて入場し、同一のQRコード乗車券により認証機による改札を受けて出場しなければならない。

2 認証機による改札を受けられない場合もしくは軌道線に乗車する場合、前項の規定にかかわらず、旅客はQRコード乗車券について、係員又は乗務員による改札を受けるものとする。

3 都度利用において、QRコード乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を当社に引き渡さなければならない。

(係員による乗車券確認)

第11条 係員は、旅客に対し、乗車券を確認する場合があります。旅客はこれを承認するものとする。

- 2 前項において、本人確認書類が必要な乗車券については、旅客は係員による本人確認を受けなければならない。

(乗車変更の取扱方)

第12条 都度利用における乗車変更の取扱いは別に定める。

(紛失)

第13条 入場後、QRコード乗車を紛失した場合の取扱いは別に定める。

(認証機障害時の取扱方)

第14条 第6条6号規定等、認証機での取扱いが不能になった場合の取扱いは、係員又は乗務員による改札を受けるものとする。

(同一駅から出場する場合)

第15条 旅客は、都度利用において、QRコード乗車券を使用して入場した後、途中駅で旅行を中止し、旅行開始駅から出場する場合は、旅行開始駅から途中駅までの実乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払わなければならない。

- 2 旅客は、QRコード乗車券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、QRコード乗車券の払戻処理を受けることができる。払戻手数料については別途定めるものとする。

(列車運行不能または遅延の場合における旅客の取扱方)

第16条 旅客は、認証機による改札を受けた後、列車が次の各号に該当する場合の取扱いについては、別に定めるところによる。

- (1) 列車が運行不能となったとき。
- (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって、目的地に出発する列車に接続を欠いたとき又は着駅到着時刻に1時間以上遅延したとき。
- (3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、旅行を中止したとき。

(無効となる場合)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合、QRコード乗車券は無効として回収する。

- (1) 旅客営業規則第78条に定める事項に該当するとき。

- (2) 係員の承諾を得ないで認証機による改札を受けずに乗車したとき。
- (3) この規則の定めに基づかずに使用したとき。
- (4) その他不正乗車の手段として使用したとき。

(不正使用等に対する旅客運賃及び増運賃の収受等)

第18条 前条の規定によりQRコード乗車券の不正利用が発覚した場合、当該乗車券を無効として回収の上、旅客の乗車駅から区間に対する普通旅客運賃とその2倍に相当する増運賃を合わせて収受する。

- 2 前条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第117条(無札旅客の乗車駅不明の場合)の規定を準用して計算する。

附則 この規則は、2026年3月1日から施行する。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。